

岡崎市暮らしの便利帳協働発行事業者募集要領

1 趣旨

市民の暮らしに役立つ地域情報や行政サービスなどの情報を掲載する情報誌「岡崎市暮らしの便利帳」を発行し配布する業務を、岡崎市（以下「市」という。）と協働で実施する事業者等（以下「発行事業者」という。）を公募し、選定するため、必要な事項を定める。

2 事業の概要

別紙「岡崎市暮らしの便利帳協働発行事業仕様書」のとおり

3 参加する者の資格要件

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 企画提案書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。

(2) 協定締結までの間に、次のいずれにも該当しないこと。

ア 「岡崎市が行う事務又は事業から暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 24 日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結。以下「暴力団排除に関する合意書」という。）に基づく排除措置を受けている者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の申し出がなされている。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続の開始の決定を受けた者で、再度、入札参加資格審査を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続の申し立てをされなかった者とみなす。

ウ 国税、地方税等の滞納がないこと。

4 選考日程及び選考方法

(1) 選考日程

令和 6 年 11 月 14 日（木）	公募開始
令和 6 年 11 月 21 日（木）午後 5 時	質問の受付期限
令和 6 年 11 月 25 日（月）午後 5 時	質問に対する回答
令和 6 年 11 月 26 日（火）午後 5 時	参加申込書の受付期限
令和 6 年 12 月 2 日（月）午後 5 時	企画提案書提出期限
令和 6 年 12 月 3 日（火）	選考・最優秀提案者決定
令和 6 年 12 月 4 日（水）	選考結果通知・公表
令和 6 年 12 月上旬（予定）	協定書の締結

(2) 選考方法

選考委員が提案書の内容を確認し、評価基準に基づき選考する。提案者からの説明の

機会は設けないが、提案書の内容に疑義がある場合、事務局から提案者に内容の確認をすることがある。

5 参加の申込

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加申込書（様式1）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年11月26日（火）午後5時必着

(2) 提出方法及び提出先

Eメールで岡崎市総合政策部広報課（koho@city.okazaki.lg.jp）宛

6 企画提案書の提出等

(1) 提案者は企画提案書を次のとおり提出するものとする。

項目	内容
様式	A4横版、両面印刷 ※社名ロゴ等の提案者を識別できる情報は使用禁止
記載事項	別紙「評価基準表」を参考に、次の項目を記載すること。 (1) 他市町での発行の実績 (2) 取組方針及び紙面構成 ・取組や編集の方針 ・地域情報など行政情報以外の情報の内容 ・2022年版岡崎市暮らしの便利帳を基準とした改善点 等 (3) 紙面デザイン ・「表紙」、「行政情報」、「地域情報などの行政情報以外の情報」などの各ページの内容と紙面イメージ ・冊子の仕様 ・デザインの工夫等 (4) 広告 ・広告の募集体制・スケジュール、広告主の信用調査、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準に準拠していることの確認方法 (5) 配布方法 ・市内全世帯へ確実に冊子を配布する方法 ・未配布世帯からの問合せの体制 (6) 市と発行事業者の役割、スケジュール ・冊子内容の企画など制作段階、広告募集など発行段階での役割 ・制作段階の人員体制 ・発行段階での人員体制 ・協定締結後の準備、広告営業、編集、校正、印刷、配布スケジュール 等

提出期限	令和6年12月2日（月）午後5時必着
提出方法	持参又は郵送により、紙媒体4部及び電子データ（CD-R1枚）を提出。なお、郵送により提出する場合は発送した旨を岡崎市総合政策部広報課へ電話連絡すること。
提出先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市総合政策部広報課（岡崎市役所東庁舎4階） 電話番号 0564-23-6028
企画提案書に関する問合せ	問合せは、令和6年11月21日（木）午後5時までにEメール（koho@city.okazaki.lg.jp）で行うこと。電話等による口頭での問合せには対応しない。 問合せ及び回答内容は、令和6年11月25日（月）午後5時までに市ホームページで公表する。また、全ての問合せ者にEメールで回答する。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提案は1案とする。
- (5) 提出された企画提案書は、本事業の選定以外の目的では使用しない。
- (6) 提出後の資料の追加及び修正は認めない。

7 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

別紙「評価基準表」に基づいた審査の結果、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とする。

(2) 選定結果通知

選定結果は、令和6年12月4日（水）に提案者全員に対してEメールで通知する。また、市ホームページで最優秀提案者名を公表する。なお、審査内容については問合せに応じない。

8 最優秀提案者提出書類

最優秀提案者は、次の書類を市へ提出すること。

(1) 提出書類

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※3か月以内に発行されたものに限る。

イ 納税証明書（直近1年度分）

国及び申請者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類

（ア）国税 法人税、消費税及び地方消費税等

（イ）都道府県民税 法人都道府県民税、法人事業税等

（ウ）市町村税 法人市町村税、固定資産税等

ウ 暴力団排除に係る調査承諾書

調査対象者の欄には、「暴力団排除に関する合意書」の「1 定義」の「(3) 役員等」記載の役員等について回答してください。

※提出した書類は返却しない。

- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出方法
持参又は郵送

9 協定の締結

- (1) 最優秀提案者と市との間で協定条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を発行事業者として協定の相手方とし、協定を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、最優秀提案者を取り消し、本要領7の選定において次に得点が高い者を最優秀提案者とし、交渉するものとする。
 - ア 本要領3の条件を満たしていないと判断された場合
 - イ 市が指定した期日までに本要領8の提出書類の提出がない場合
 - ウ 第1号の協定締結が不調に終わった場合

10 その他

- (1) 公募に要した費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案を辞退する場合は、速やかに広報課に連絡すること。
- (3) この公募の事務局を下記のところに置く。

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市総合政策部広報課広報広聴係（岡崎市役所東庁舎4階）
TEL 0564-23-6028
FAX 0564-23-6461
Eメール koho@city.okazaki.lg.jp